

答 申

第1 審査会の結論

鹿児島市長（以下「実施機関」という。）が「谷山駅周辺土地区画整理事業において、実施機関が審査請求人の兄に支払った補償金の額とその時期及びその後補償契約の解除により同人から返還された補償金の額とその時期」の開示請求について、鹿児島市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第12条第1項に基づき請求できる保有個人情報に該当しないことを理由に却下とした決定は、妥当である。

第2 開示請求に係る保有個人情報及び決定の内容

1 開示請求に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の内容

谷山駅周辺土地区画整理事業において、実施機関が審査請求人の兄に支払った補償金の額とその時期及びその後補償契約の解除により同人から返還された補償金の額とその時期。

2 決定の内容

本件保有個人情報は、全て第三者に係る情報であり、条例第12条第1項に基づき請求できる保有個人情報に該当しないことを理由とする却下決定

第3 審査請求の趣旨及び内容

- 1 却下処分の対象となった公文書に係る個人情報を開示するとの裁決を求める。
- 2 もともと本件の補償金の支払いやその取消しは、請求者を含めた三人の共有不動産の処理にかかるものであった。
- 3 その補償交渉の際に貴市都市整備課の誤りにより、一人の者とだけ交渉し、その者に補償金が支払われた。請求人がその誤りを指摘したところ、都市整備課ではその誤りを認め、一人の者に対する補償金の支払を取り消し、再度三人の共有者と交渉する旨の連絡があった。
- 4 そこで一人だけに支払われた補償金の支払が取り消され、これが鹿児島市に戻されているならば、共有者三人にとって今後の補償交渉により支払われる資金が元に戻り存在することになる。これは決して支払を受けた一人の個人情報ではなく、請求人を含む共有不動産の所有者全員の共通の利益に関するものである。
- 5 その一人の者の氏名などは不要なので、その開示は求めないが、誤って支払われた金額やその年月日及びそれが取り消されて鹿児島市に返還された年月日や金額については、請求人を含む不動産共有者三人の共通利益になる情報なので、その開示を求める。

第4 審査請求に対する処分庁の説明要旨

審査請求のあった保有個人情報について条例第12条第1項に規定する「自己を本人とする保有個人情報」に該当しないとして開示請求を却下した理由は、次のとおりである。

「保有個人情報」の開示請求をすることができるのは、自己に関する個人情報に限られ、自己以外の者の個人情報については、たとえ配偶者や家族等の情報であっても開示請求することができないものである。

この点、審査請求人は、本件保有個人情報は、支払を受けた一人の個人情報ではなく、不動産の共有者全員の共通利益に関するものであるとの理由から自己に関する個人情報として開示を求めている。

しかし、補償金については、共有者それぞれと個別に交渉していることから、たとえ共有者であったとしても自己に関する個人情報とは認められないものである。

以上のことから、今回の保有個人情報の開示請求に対する却下決定は、妥当であると判断する。

第5 審査会の判断等

1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

2 審査会の判断

(1) 本件保有個人情報について

条例において「保有個人情報」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（鹿児島市情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。」とされている。

開示請求のあった本件保有個人情報が記録された公文書は、谷山駅周辺土地地区画整理事業において、実施機関が審査請求人の兄に支払った補償金の額とその時期及びその後補償契約の解除により同人から返還された補償金の額とその時期が記載されたものを指すものである。

(2) 開示請求権の有無について

保有個人情報の開示請求は、条例第12条第1項において、「何人も、この条例の定めるところより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定されている。

開示請求をすることができる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」のみであり、自己以外の者に関する情報については、たとえ家族に関するものであっても開示を請求することはできないと解される。

また、自己と自己以外の者の情報が、その内容において不可分の状態で記録されているなど、一体となって自己に関する保有個人情報を形成している場合は、自己以外の者の情報を含めて、「自己を本人とする保有個人情報」になる。

しかし、本件保有個人情報は、実施機関が審査請求人の兄に支払った補償金に関する情報であり、審査請求人に関する情報は含まれていないことから、審査請求人が主張する審査請求人を含む不動産の共有者全員の共通利益に関する情報とは認められない。

以上のことから、審査請求人は条例第12条第1項の開示請求権を有しないものと認められる。

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 会 の 経 過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成29年 2月 7日	実施機関から諮問を受けた（実施機関からの弁明書及び審査請求人からの反論書添付）。
平成29年 2月 7日	審査請求人に対し、口頭意見陳述申立書の提出を依頼した。
平成29年 2月20日	審査請求人から意見書を受理した。
平成29年 2月22日 (第1回審査会)	諮問の審議を行った。
平成29年 3月29日 (第2回審査会)	諮問の審議を行った。
平成29年 4月28日 (第3回審査会)	答申案の審議を行った。